

常陸大宮市告示第 4 8 号

常陸大宮市国民健康保険の資格確認書を下記のとおり更新するので、常陸大宮市国民健康保険規則（昭和 5 4 年大宮町規則第 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

記

1 更 新 期 日 令和 8 年 8 月 1 日

2 更新の実施方法

令和 8 年 7 月 3 1 日までに、世帯主に対し資格確認書及び関係書類を郵送する。

3 更新に伴う必要な手続

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条又は第 1 1 6 条の 2（学生、施設入所者等）に該当する場合は、世帯主が市役所に届け出るものとする。

4 その他

有効期限を過ぎた資格確認書は、各世帯において破棄するものとする。